

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 総務を担当する副学長</u></p> <p><u>(3) 工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教育研究評議員を兼ねる副部局長 各1人</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>2 前項第4号及び第11号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1項第1号又は第2号の副学長のうち学長が指名する者をもって充て、副委員長は委員の互選により選出する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(雑則)</p>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 総務・財務担当理事</u></p> <p><u>(3) 教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人</u></p> <p><u>(4) 教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人</u></p> <p><u>(5) 教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p>2 前項第6号及び第13号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1項第1号の副学長又は第2号の理事のうち学長が指名する者をもって充て、副委員長は委員の互選により選出する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(雑則)</p>	

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員会が定める。

別表

小委員会名称	委員構成	所掌事項
放射線安全小委員会	・第3条第1項第3号の委員1人	(略)
	・同4号の委員 (略)	
(略)	(略)	(略)

第12条 この細則に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員会が定める。

別表

小委員会名称	委員構成	所掌事項
放射線安全小委員会	・第3条第1項第3号、第4号又は第5号の委員1人	(略)
	・同項第6号の委員 (略)	
(略)	(略)	(略)

附 則（細則第4号）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。